

令和3年度特別区人事・厚生事務組合  
指定管理施設評価委員会報告書

令和3年10月22日

特別区人事・厚生事務組合  
指定管理施設評価委員会

# 目 次

## 本 文

結果の概要	1
I 評価対象施設	2
II 評価対象施設区分の評価等実施内容	2
III 評価の方法	2
IV 評価経過	3
V 総合評価	4

## 指定管理施設評価委員会 結果の概要

本報告書は、特別区人事・厚生事務組合（以下「組合」という。）が設置する厚生関係施設の管理運営状況について評価し、結果について報告するものである。

近年、厚生関係施設の利用者の多様化に伴い、支援において取り組むべき課題もまた多様化・複雑化し、行政と施設間の緊密な連携強化を図っていくことが求められている。特別区の負託に応えるためにも、いままで以上に利用者に寄り添った効果的な施設運営のあり方が求められている。このような状況を踏まえ、平成30年度に特別区長会での了承を受け、平成31年度からは、施設における人員加配置等を実施している。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、財政面の厳しさも想定されることから、施設の適切な利用の促進や効率的な運営も求められるところである。

平成18年度の指定管理制度導入後15年を超え、多くの施設で現指定管理者による指定管理が継続し再更新となっている現状ではあるが、競争性、客観性及び公正性を担保した指定管理期間における実績に対する評価に加え、今後も引き続き運営できる力量があるかという視点にも重きを置き、今年度、指定後5年目となる施設の更新可否について評価を行った。

評価委員会における評価の結果、更新対象となる指定後5年目となる4施設については、いずれも「優良」の評価となった。よって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成しているとともに、今後の運営についても引き続きこれを期待できると認められ、更新するに相応しいものと評価する。

しかし、一部の項目には改善の余地があり、これらの点については、施設ごとに改善を求める項目を提示し、指定管理期間として更新する今後5年間において、定期的に改善状況の報告を求め、その実施状況を確認することが望まれる。特に令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、多くの事業や行事が中止等の対応を余儀なくされている。こうした事業は利用者支援に直結するものであることから、実施方法や内容を工夫することで、継続的に実施していくことが求められる。

また、一部の法人には、財務状況に改善の余地があるとの結果となっている。現在も改善に取り組まれていることから、今後5年間という短期間において急激に財務状況に悪化を来し、管理運営に影響を与える可能性は低いと考えられるものの、長期的に見れば懸念がある。この点についても、指定管理者に対し、引き続き安定的な施設運営の視点から、適切な法人運営と財務状況の改善が望まれる。

組合においては、この結果も踏まえながら、利用者サービスの向上とともに指定管理施設の効果的かつ効率的な管理運営のため、指定管理者と連携を強め指導していく必要がある。

令和3年10月22日

特別区人事・厚生事務組合

指定管理施設評価委員会 委員長 岡 部 卓

## I 評価対象施設

組合が設置し、指定管理者が管理する厚生関係施設について、「令和3年度指定管理施設評価等実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づき、次の施設区分のもと評価を実施した。

### 【評価対象施設区分】

A区分施設 指定後5年目施設（令和3年度指定期間満了施設）	
更生施設	東が丘荘
宿所提供施設	東が丘荘、江東荘 ※
宿泊所	綾瀬荘

※宿所提供施設東が丘荘、宿所提供施設江東荘はともに平成29年度から平成30年度は宿泊所、平成31年度から宿所提供施設へ種別変更

## II 評価対象施設区分の評価等実施内容

### 1 A区分施設（指定後5年目施設）

指定管理者による平成29年度以降の運営実績及び運営体制等について確認を行い、条例に基づく指定期間満了後の指定継続の可否について、評価を行うものである。

なお、更新の可否に関する基準は以下のとおりである。

- (1) 実施方針2の(1)の①のアに該当する公募に基づき指定した施設（宿泊所綾瀬荘）は、総合評価が良好（基準60%を超える）以上をもって、更新対象施設とする。
- (2) 実施方針2の(1)の①のイに該当する公募によらずに継続指定した施設（更生施設東が丘荘、宿所提供施設東が丘荘、宿所提供施設江東荘）は、総合評価が優良（基準80%を超える）をもって、更新対象施設とする。

## III 評価の方法

事業実績や調査結果に基づき、以下の項目について評価を行った。

### 1 A区分施設（指定後5年目施設）

- (1) 施設運営状況評価
  - ・保護施設共通事項
  - ・更生施設（宿所提供施設）の管理運営
  - ・会計関係等チェックシート
- (2) 管理運営能力評価（運営実績等）
  - ・入退所状況等
  - ・その他事業実績
  - ・支援機能強化及び地域連携
  - ・経費の執行及び費用徴収状況
  - ・事故及びトラブル発生状況

- (3) 管理運営能力評価（運営体制等）
  - ・運営体制
  - ・職員と組織の能力向上への取り組み
  - ・利用者支援に関する規定、プログラム・マニュアル、具体的な支援内容
  - ・法人財務の健全性
  - ・東京都指導検査結果、情報公開の状況
- (4) 福祉サービス第三者評価
  - ・利用者調査結果に対する総合的な感想
  - ・利用者調査結果（個別アンケート結果）
  - ・組織マネジメント
  - ・サービス提供のプロセス
  - ・サービスの実施項目
  - ・取組状況及び全体講評
- (5) 現地調査・施設ヒアリングの実施（事業実績、決算報告等の確認及び施設の現状の把握、課題等への対応についての協議等）

#### IV 評価経過

実施年月日	事 項
9月29日 ～ 10月22日	<input type="checkbox"/> 委員長選任 <input type="checkbox"/> 指定管理施設評価等実施方針について <input type="checkbox"/> 施設調査結果について <input type="checkbox"/> 評価について <input type="checkbox"/> 評価委員会報告書（案）について
10月22日	<input type="checkbox"/> 評価委員会報告書決定

## V 総合評価

### 1 A区分施設（指定後5年目施設）

A区分施設5施設の総合評価の結果は、更生施設東が丘荘、宿所提供施設東が丘荘及び江東荘、宿泊所綾瀬荘を『優良』と評価した。

この結果、指定管理期間が満了となるA区分施設について、組合保護施設条例第11条第3項の規定に基づき、指定期間満了後の指定継続について、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成していると認められるため、指定期間満了後の指定継続を妥当とする。

### 2 評価結果

評価対象施設区分による評価結果は、次のとおりである。

#### (1) A区分施設（指定後5年目施設）の評価結果

施設種別	施設名	区 分 評 価				総合評価
		施設運営 状況評価	管理運営能力 (運営実績)	管理運営能力 (運営体制等)	福祉サービス 第三者評価	
更生施設	東が丘 荘	A：優良 100.0%	A：優良 88.0%	A：優良 90.0%	B：良好 78.7%	A：優良 87.3%
宿所提供 施設	東が丘 荘	A：優良 100.0%	A：優良 85.8%	A：優良 88.0%	A：優良 81.3%	A：優良 86.9%
	江東 荘	A：優良 100.0%	B：良好 80.0%	A：優良 82.7%	B：良好 80.0%	A：優良 83.3%
宿泊所	綾瀬 荘	A：優良 100.0%	A：優良 97.5%	B：良好 78.7%	A：優良 81.3%	A：優良 86.3%

#### (2) 新たな指定管理期間における課題について

各施設の総合評価は「優良」としたものの、全体として経験豊かな職員が減少する中で、基盤となる倫理観や基本的な知識を常に保持し、職員の職務に関する知識及び技術その他必要と認められる事項について、その向上を図るための措置を講じ、不断の支援の向上・改善に努めることが必要である。

については、別添「評価総括シート」のとおり、「取組を評価する点」の今後さらなる伸張・充実を図ること、「改善が望まれる点」においては今後の指定管理期間において、施設及び法人として速やかかつ確実に改善に取り組み、組合としてもその経過及び結果を確認することを求める。